

## 帆走指示書 (Sailing Instructions)

### 1 規則

- 1.1 本大会は『2013-2016 セーリング競技規則』(以下『規則』という)に定義された規則を適用する。
- 1.2 メダル・レースはアンパイア制を採用し、この帆走指示書に記載された『帆走指示書付属文書 Q』が他の帆走指示書に優先して適用される。
- 1.3 大会実行委員会はメダル・レース参加艇と決勝シリーズ ゴールドフリート数艇に GPS を積載する様に要請する事がある。詳細はレース委員会から指示される事とする。

### 2 追加の識別

- 2.1 レース中の 2 日目以降それぞれの日に、その日の開始時に大会順位の 1 位、2 位、3 位の艇の乗員は、それぞれ黄色、青色、赤色のピブを表示着用しなければならない。ピブはレース委員会事務局で配付される。順位が未確定の場合は、暫定順位で配付される。2 艇が同順位の場合、艇長のみに配付される。
- 2.2 レース中、艇は艇体バウに添付図 1 に示す通り、識別番号シールを表示しなければならない。
- 2.3 艇は、イベント・スポンサー広告を表示しなければならない。
- 2.4 艇は、フリートリボンをマスト・トップに確実に取付ける事。(取付け不可能な場合はメインセイルトップバテンエンドでも可)

### 3 電子機器

艇は主催団体により選択され支給された電子機器を艇の指定された位置に搭載するよう要求されることがある。艇はこの要求に従わなければならない。

### 4 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部に設置された公式掲示板に掲示する。

### 5 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の最初のスタート予告信号予定時刻の 90 分前までに掲示する。レース日程の変更は、発効する前日の 19:00 までに掲示する。

### 6 陸上で発する信号

- 6.1 陸上で発する信号は、クラブハウス2階テラスに設置された掲揚ポールに掲揚する。
- 6.2 回答旗が陸上で掲揚された場合は、レース信号回答旗中の「1 分」を「30 分以降」と置き換える。
- 6.3 音響信号 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。
- 6.4 D 旗がフリート旗の上に掲揚された場合、当該フリートに適用される。
- 6.5 Y 旗が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則 40 が適用される。これは第 4 章前文を変更している。

### 7 レガッタフォーマット

- 7.1 本レガッタはオープニングシリーズとメダル・レースで構成される。オープニングシリーズは、基本的には予選シリーズと決勝シリーズに分けられる。また、オープニングシリーズの成績上位 10 艇はメダル・レースに参加できる。
- 7.2 オープニングシリーズ
  - 7.2.1 予選シリーズ
    - 7.2.1.a) 5 レースが予定され、2 フリートに分けて行われる。
    - 7.2.1.b) 全艇を 2 フリート(黄、青)に分け、2 つのフリートのレース成立を以って 1 レース完了とする。
    - 7.2.1.c) 最初のレースのフリート分けは大会実行委員会が決定する。また、各日のレースが終了後、艇はシリーズの成績をもとに新たなフリートに分けられる。フリートは、各日 20:00 時点の順位(確定していない場合は暫定順位)をもとに割り当てられる。(1 位 黄、2 位 青、3 位 青、4 位 黄、5 位 黄、6 位 青、以下同様に割り当てる)但し、2 艇以上が同順位の場合、それらの艇は、次のレースで対戦するように割り当てられる。
    - 7.2.1.d) 同日に 2 つのフリートのレース数が同じだけ完了していない場合、同じレース数になる様に、次の日もそのフリートでレースを続ける。

## 7.2.2 決勝シリーズ

7.2.2.a) 予選シリーズが3レース以上行われた場合に行い、6レースが予定される。予選シリーズの最終成績順に上位半数のゴールド・フリートと下位半数のシルバー・フリートに分けて行う。ゴールド・フリートはシルバー・フリートと同数、又はシルバー・フリート+1艇とする。

7.2.2.b) 最終日の決勝シリーズは、ゴールド・フリートの11位以下、及びシルバー・フリートの全艇が行う。このレースの得点は決勝シリーズの一連の得点に加えられる。このレースは、メダル・レースを行う場合に行う。

## 7.3 メダル・レース

7.3.1 1レースが予定され、決勝シリーズが2レース以上行われた場合に行う。メダル・レースには、ゴールド・フリートの成績上位10艇がレースに参加できる。ただし、規則5または規則69に基づき失格とされた艇は、メダル・レースには参加できない。

7.3.2 メダル・レース当日の08:00における順位を以ってメダル・レース参加艇を決定する。

## 8 日程

### 8.1 レース日程

日付	レース形式等		時刻
11月20日(木)	予選シリーズ	ブリーフィング	08:40
		最初のレースのスタート予告信号予定時刻	09:55
		ウェルカムパーティー	16:00
11月21日(金)	予選シリーズ	ブリーフィング	08:40
		最初のレースのスタート予告信号予定時刻	09:55
11月22日(土)	決勝シリーズ	ブリーフィング	08:40
		最初のレースのスタート予告信号予定時刻	09:55
11月23日(日)	決勝シリーズ	ブリーフィング	08:40
		最初のレースのスタート予告信号予定時刻	09:55
11月24日(月)	決勝シリーズ	ブリーフィング	08:40
		最初のレースのスタート予告信号予定時刻	09:35
	メダル・レース	スタート予告信号予定時刻	10:40
		表彰式・閉会式	15:30

8.2 11月24日の予告信号は下記の時間より後には発しない。

メダル・レースの場合	13:30
フリート・レース(メダル・レースが無い)の場合	11:00

### 8.3 レース数

1日に実施する最大レース数は4レースとするが、各日の実施レース数はレース委員会の裁量によるものとする。

## 9 クラス旗

クラス旗(フリート旗)は以下の通りとする。

予選シリーズ フリート青……………青色旗

フリート黄……………黄色旗

決勝シリーズ ゴールド・フリート……………470旗(白地に青字で470)

(追加のレースを含む) シルバー・フリート……………470旗(ピンク地に青字で470)

メダル・レース ………………470旗(白地に青字で470)

## 10 レース・エリア

レース・エリアの場所を添付図2に示す。

オープニング・シリーズ…………… 湘南港(江の島ヨットハーバー)沖のA海面及びC・B1海面に設置する。

メダル・レース…………… 湘南港(江の島ヨットハーバー)前海面に設置する。

気象状況によりエリアは変更されることがある。

## 11 コース

- 11.1 添付図 3 の見取り図はレグ間の概ねの角度、通過するマークの順序およびそれぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 11.2 予告信号以前もしくは同時にレース・コミッティー・シグナルポートに、選択されるコース及び、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

## 12 マーク

- 12.1 マーク 1、2、3(3s/3p)及び 4(4s/4p)はオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 12.2 スタート・マークとスタート・アウトサイド・マークは、レース・コミッティー・ポートとする。
- 12.3 フィニッシュ・マークは、レース・コミッティー・ポートと細い黄色の円筒形ブイとする。
- 12.4 指示 15 に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイとする。

## 13 障害物の区域

次の区域が障害物として指定される。ダイビングスポット(A旗を掲げた和船周囲約 100m)

## 14 スタート

- 14.1 スタート・ラインは、スターボードの端となるレース・コミッティー・ポートの『オレンジ色旗』を掲げたポールまたはマストと、スタート・アウトサイド・マークの『オレンジ色旗』を掲げたポール間とする。
- 14.2 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 14.3 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、DNS と記録される。この項は規則 A4 を変更している。
- 14.4 U 旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られた三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とされない。これは規則 26 を変更している。U 旗が準備信号として使用される場合、規則 29.1 個別リコールは適用されない。また、U 旗ペナルティーの得点略語は“UFD”とする。これは規則 A11 を変更している。
- 14.5 ゼネラル・リコールの際、競技艇に知らせるためレース・コミッティー・シグナルポート以外のレース・コミッティー・ポートにも第一代表旗を掲げる場合がある。ただし、その場合は音響信号は発せられない。また、当該レース・コミッティー・ポートが行う第一代表旗の降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとする。
- 14.6 規則 30.3 文中の「セール番号」を「識別番号」に置き換える。これは規則 30.3 を変更している。規則 30.3 に規定されたレース委員会の掲示は、レース委員会信号艇のスターン掲示板に掲示される。

## 15 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 16 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインはレース・コミッティー・ポートのオレンジ色旗を掲揚しているポールと細い黄色の円筒形フィニッシュ・マークのコース側との間とする。但し、フィニッシュ・マークの位置関係は任意とする。

## 17 ペナルティー方式

- 17.1 規則 42 違反に対し付則 P を適用する。但し、規則 P1 文中の『セール番号』は『識別番号またはセール番号』に置き換える。これは規則 P1 を変更している。
- 17.2 指示 21.1 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問無しに PTP と記録し、フィニッシュした順位の数に 3 を加えた得点(出艇申告の手続きに違反した場合はその日の最初のレース、帰着申告の手続きに違反した場合はその日の最後のレース)を与えることがある。ただし、失格とされた艇より悪い点を与えられることはない。これは規則 63.1 および A5 を変更している。
- 17.3 メダル・レースのペナルティーは『帆走指示書付属文書 Q』に示す。

## 18 タイム・リミットと目標時間

18.1 タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

	タイム・リミット	マーク 1 タイム・リミット	先頭艇 フィニッシュ後	ターゲット タイム
フリート・レース	75 分	25 分	15 分	50 分
メダル・レース	45 分	15 分	10 分	25 分

マーク1のタイム・リミット内に 1 艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースは中止する。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは、規則 62.1(a)を変更している。

18.2 先頭艇フィニッシュ後フリート・レースは 15 分以内、メダル・レースは 10 分以内、またはそれぞれのタイム・リミット内いずれか早い方にフィニッシュしない艇は DNF と記載される。この項は規則 35 と A4、A5 を変更している。

## 19 抗議と救済の要求

- 19.1 抗議書は、レガッタオフィスで入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は適切な時間内に提出されなければならない。
- 19.2 それぞれのフリートに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 50 分とする。この項は規則 62.2 を変更している。
- 19.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。審問はレガッタオフィスの中の区切られたスペース、または隣接する部屋にて掲示した時刻に始められる。
- 19.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 19.5 付則 P と指示 17.1 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。
- 19.6 指示 2.4、3、6.3、6.5、14.2、21、22、23、26、27、30 の違反は、艇による抗議あるいは救済の要求の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーはプロテスト委員会が決めた場合には失格より軽減する事ができる。
- 19.7 予選・決勝のそれぞれの最終日及び指示 7.2.2.b に規定された追加のレースでは、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- 19.7.1 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には抗議締切時刻まで。
- 19.7.2 要求する当事者がその当日に判決を通告された場合には通告された後 30 分以内。この項は、規則 66 を変更している。
- 19.8 予選・決勝のそれぞれの最終日及び指示 7.2.2.b に規定された追加のレースでは、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは、規則 62.2 を変更している
- 19.9 規則 70.5 に規定された通り、プロテスト委員会の判決を最終とする。
- 19.10 メダル・レースの抗議と救済及び再開要求は、『帆走指示書付属文書 Q』による。

## 20 得点

- 20.1 艇の得点は次の通りとする。これは規則 A2 を変更している。
- 20.2 大会の成立には、3 レースを完了する事が必要である。
- 20.3 3 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
- 20.4 3 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。しかし、メダル・レースの得点は除外出来ない。
- 20.5 本大会の最終順位は、メダル・レースに参加を認められた艇、ゴールド・フリートの参加艇、シルバー・フリートの参加艇とする。また、シルバー・フリートに参加した艇は、メダル・レースに参加を認められた艇数を含むゴールド・フリートの艇数に 1 を加えた数から順に順位が付けられる。ただし、艇が規則 5 あるいは規則 69 によって失格とされた場合にはこの限りではない。
- 20.6 予選シリーズでは
- 20.6.1 予選シリーズの成立には 3 レースを完了する事が必要である。
- 20.6.2 予選シリーズの各フリート参加艇数は最も多い艇が所属するフリートの艇数とする。これは規則 A4.2 を変更している。
- 20.7 決勝シリーズでは

- 20.7.1 決勝シリーズの成立には、2 レースを完了する事が必要である。
- 20.7.2 決勝シリーズの各フリート参加艇数はそれぞれのフリートの艇数とする。これは規則 A4.2 を変更している。
- 20.7.3 ゴールド・フリート、シルバー・フリートは個別に記録され、レース数は異なる事がある。
- 20.8 メダル・レースでは  
艇の得点は次の通りとする。これは規則 A2 を変更している。
- 20.8.1 メダル・レースの得点は 2 倍とする。
- 20.8.2 メダル・レースの得点は除外出来ない。
- 20.8.3 参加を認められた艇数をメダル・レース参加艇数とする。これは規則 A4.2 を変更している。
- 20.8.4 メダル・レースに参加を認められた艇の得点のタイは、規則 A8 を変更し、メダル・レースの得点で解く。それでもタイが残っている場合には、決勝レースの得点を含め、規則 A8 に従ってタイを解く。
- 20.8.6 メダル・レースに参加を認められた艇は、メダル・レースにおいてスタートし、コースを帆走し、フィニッシュするために真に努力しなければならない。この指示の違反に対するペナルティーは、その艇の順位を、メダル・レースに参加を認められた艇の中で最下位とすることとする。そのような艇が複数いた場合、オープニングシリーズの順位に基づいて最下位から順に順位を与える。

## 21 安全規定

### 21.1 チェックアウトとチェックイン

- 21.1.1 レースに参加しようとする艇長は、出艇前にレガッタオフィスにて「**出艇申告書**」にサインしなければならない。出艇申告はその日の最初のスタート予告信号予定時刻の 60 分以上前より受け付ける。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に申告をしなければならない。
- 21.1.2 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに、レガッタオフィスに用意される「**帰着申告書**」にサインしなければならない。(修理等による一時帰着は除く)帰着申告書はその日の最終レース終了後 45 分間用意される。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 21.2 レースに参加(出艇)しない艇、及びペナルティー以外の理由でレースからリタイアした艇は、レース委員会が準備した『リタイア報告書』に記入しなければならない。また、海上でリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース・コミッティー・ポートにその旨を伝えること。

## 22 乗員の交代と装備の交換

- 22.1 競技者の交代は[レース委員会]の書面による事前承認なしでは許可されない。
- 22.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に行わなければならない

## 23 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っている事を確認する為、いつでも検査される事がある。水上で艇は、レース委員会のエクイップメント・インスペクターまたはメジャラーにより、検査されることがある。艇は、エクイップメント・インスペクターまたはメジャラーの指示に従わなければならない。

## 24 運営艇の識別

運営艇の標識は次の通りとする。

レース・コミッティー・シグナルポート	.....	神奈川県セーリング連盟旗
レース・コミッティー・ポート	.....	神奈川県セーリング連盟ペナント
プロテスト・コミッティー・ポート	.....	白地に黒で“JURY”の旗
メディア・ポート	.....	白地に赤色で“PRESS”の旗

## 25 支援艇

- 25.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない。
- 25.2 支援艇は、レース・コミッティー・ポートの運行を妨げてはならない。また、指示 25.3 及び 25.4 に基づくレース委員会の要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない

ない。

25.3 天候その他の事情により、レース委員会は支援艇に曳航の要請をする場合がある。

25.4 レース・コミッティー・シグナルボートまたはレース・コミッティー・ボートに数字旗 8 が掲揚された場合、「すべての支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない」ことを意味する。この場合、指示 25.2 は適用されない。

## 26 ごみの処分

ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

## 27 無線通信

緊急の場合を除き、艇はレース中無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

## 28 賞

レース公示に準ずる。

## 29 責任の否認

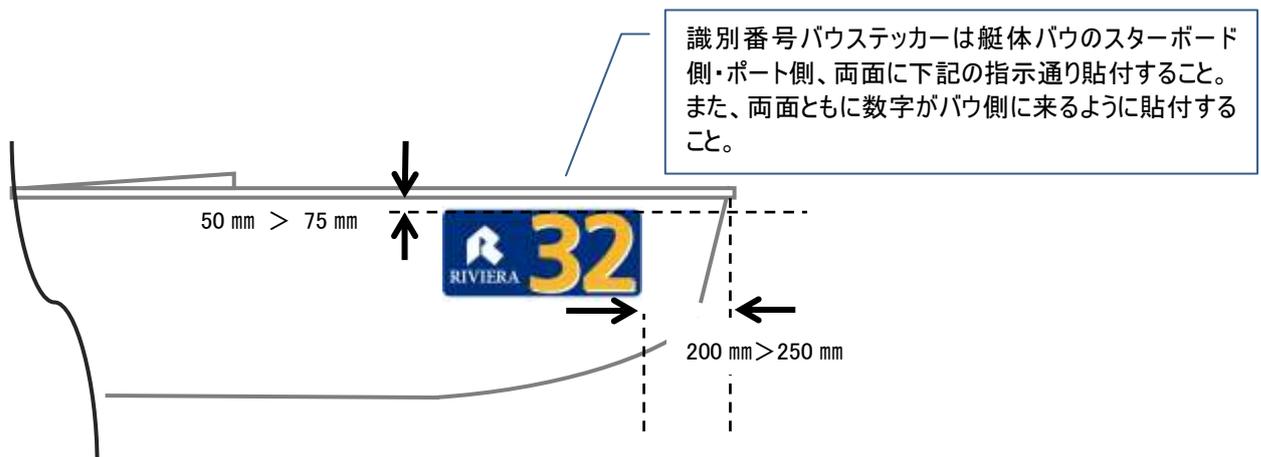
競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4『レースをすることの決定』参照。

主催団体及びこれに関わる全ての団体、役員その他全ての関係者は、競技者がレガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後において受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡にたいして責任を否認する。

## 30 保険

各参加艇は、インシデント毎に最低 1 億円を保証するか、または同等の、有効な第三者賠償責任保険に加入していることを推奨する。 参考：<http://www.jsaf.or.jp/hoken/>

添付図 1「識別番号バウステッカー貼付位置」



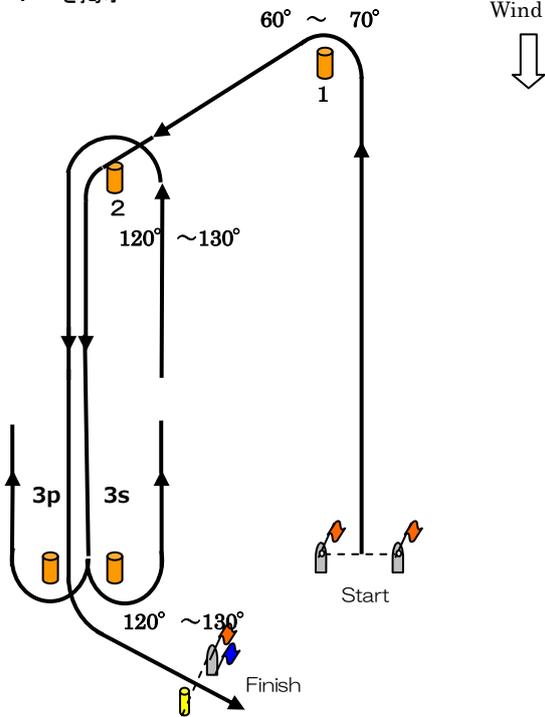
添付図 2「レース・エリア」

レース公示添付図 B に示す。

添付図 3「コース図」

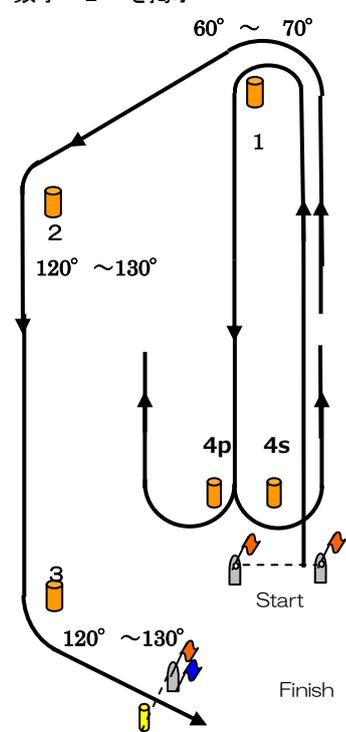
コース”O2 “ Start -1-2-3p/3s-2-3s- Finish

数字 ”1 ” を掲示



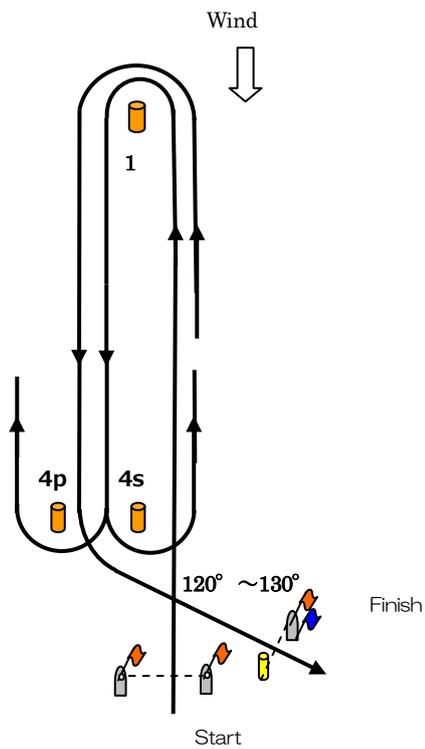
コース”I2 “ Start -1-4p/4s-1-2-3s- Finish

数字 ”2 ” を掲示



コース ”LR ” : Start -1-4p/4s-1- 4s-Finish

数字 ”3 ” を掲示



## 帆走指示書付属文書 Q

この付属文書は規則 86.2 と ISAF 規定 28.1.3 に従って、ISAF により承認されている。

2013 年1月 21 日版

この帆走指示は、定義「プロパー・コース」および規則 20、20.2、28.2、44、60、61、62、63、64.1、65、66、70、78.3、B5 を変更している。

### Q1 競技規則の変更

規則の変更は、指示 Q2、Q3、Q4、Q5 でも行われる。

#### Q1.1 定義および第 2 章と第 4 章の規則の変更

- (a) 定義「プロパー・コース」に以下を追加する。

「ペナルティーを履行またはペナルティーを履行するために操船している艇は、プロパー・コースを帆走していない。」

- (b) 規則 20 が適用される場合、次の腕信号が声をかけることに加えて必要とされる。

(1) 「タックするためのルーム」には、風上を繰り返す、はっきりと指すこと。

(2) 「ユーク・タック(タックせよ)」には、相手艇を繰り返す、はっきりと指し、腕を風上へ振ること。

#### Q1.2 抗議、救済要求、ペナルティー、免罪に関する規則の変更

- (a) 規則 44.1 の最初の文を次のように置き換える。

「レース中に、第 2 章の規則(損傷または障害をおこした場合の規則 14 を除く)または規則 31 または規則 42 に違反したかもしれない艇は、1 回転ペナルティーを履行する事ができる。」

- (b) ボードについては、1 回転ペナルティーはタックとジャイブを必要としない 1 回の 360 度回転とする。

- (c) 規則 60.1 を次のように置き換える。

「艇は、指示 Q2.1 と Q2.4 に従っている場合に限り、他艇を抗議したり、救済要求をすることができる。」

- (d) 規則 61.1(a) の 3 番目の文と規則 61.1(a)(2) の全文を削除する。規則 B5 を削除する。

- (e) 規則 62.1(a),(b) と(c) を削除する。この付属文書が適用されているレースに対しては、これらの規則の何れかに基づいて以前のレースで与えられた救済の得点修正は行われない。

- (f) 規則 64.1(a) を「艇を免罪する規定は審問なしにアンパイアが適用することができる」と変更し、この付属文書中の矛盾する指示に優先する。

- (g) 規則 P1 から P4 は適用しない。

### Q2 艇による抗議と救済

Q2.1 レース中、艇は規則 14 を除く第 2 章の規則、規則 31 または規則 42 に基づき他艇を抗議することができる;しかしながら、艇は関与したインシデントに対してのみ第 2 章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、その艇はそれぞれに対し最初の妥当な機会に「プロテスト(抗議)」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後またはアンパイアの判定後の最初の妥当な機会の前またはその時に赤色旗を降下しなければならない。ただし、ボードは赤色旗を掲揚する必要はない。

Q2.2 指示 Q2.1 のとおりに抗議する艇は、審問の資格はない。その代りにインシデントに関与した艇は、規則 44.2 で示されている 1 回転ペナルティーを速やかに履行することにより規則違反を認めることができる。抗議された艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは指示 Q3.1 に規定されたとおり、艇にペナルティーを与えるかどうかを判定して信号を発する。

Q2.3 フィニッシュラインにおいて、レース委員会は、各艇にフィニッシュ順位または得点記録の略語を選手に知らせる。このことがすべての艇に対して行われた後、レース委員会は音響信号 1 声と共に B 旗を速やかに掲揚する。その 2 分後、B 旗は音響信号 1 声と共に降下される。

Q2.4 次のことをしようとする艇は、B 旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会に対し声を掛けなければならない。

- (a) 指示 Q3.2 もしくは Q4.2(a) に基づき、または指示 Q2.1 に挙げられた規則以外の規則に基づき他艇を抗議する。

- (b) 損傷または障害を伴う接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する。

(c) 救済要求をする。

指示 Q5.4 と Q5.5 に基づく抗議に対し、同じタイム・リミットを適用する。プロテスト委員会は正当な理由がある場合には、タイム・リミットを延長することができる。

Q2.5 レース委員会は、指示 Q2.4 に基づき行われた抗議や救済要求についてプロテスト委員会に速やかに知らせなければならない。

### Q3 アンパイアの信号と課したペナルティー

Q3.1 アンパイアは次のとおりに判定の信号を発する。

(a) 長音 1 声を伴う緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。

(b) 長音 1 声を伴う赤色旗は、「ペナルティーが課せられた、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのようなそれぞれの艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。

(c) 長音 1 声を伴う黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。

Q3.2 (a) 指示 Q3.1(b) に基づきペナルティーを課せられた艇は、規則 44.2 に記述されているとおりに、1 回転ペナルティーを履行しなければならない。

(b) 指示 Q3.1(c) に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

### Q4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議、マークの回航または通過

Q4.1 艇が次のことをした場合、アンパイアは他艇による抗議なしにペナルティーを課することができる。

(a) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない。

(b) 規則 42 に違反する。

(c) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となる。

(d) 故意に規則違反する。

(e) スポーツマンシップの違反を犯す。

(f) 指示 Q3.2 に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない。

アンパイアは、指示 Q3.1(b) に従って信号を発することにより、規則 44.2 に記述されているとおりに履行すべき 1 つ以上の 1 回転ペナルティーを課すか、または指示 Q3.1(c) に基づきその艇を失格とするか、あるいはそれ以上の処置のためにプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確にペナルティーを履行したために指示 Q4.1(f) に基づきペナルティーを課された場合、最初のペナルティーは取り消される。

Q4.2 (a) 艇は、正しくない側でマークを回航または通過してはならない。そうした場合には、その艇は規則 28.2 の規定のとおり誤りを正すことができる。ただし、次のマークを回航もしくは通過する前、またはフィニッシュする前に行う場合に限る。

(b) 艇が指示 Q4.2(a) に違反し、次のマークを回航もしくは通過する前、またはフィニッシュする前に誤りを正さなかった場合、アンパイアは指示 Q3.1(c) に基づきその艇を失格とすることができる。

Q4.3 自身の観察またはあらゆる情報源から受け取った報告に基づき、艇が指示 Q3.2 もしくは Q4.2(a) に違反したかもしれない、または指示 Q2.1 に挙げられた規則以外の規則に違反したかもしれないと判断したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置のためにプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除く、規則 14 違反の申し立てはプロテスト委員会に通知しない。

### Q5 抗議、救済要求または審問の再開、上告、その他の手続き

Q5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

Q5.2 艇は、アンパイアまたはプロテスト委員会の不適切な処置、不手際または判定についての申し立てを上告の根拠とすることはできない。規則 66 の 3 番目の文を次のように変更する。「審問の当事者は審問再開を求めることはできない。」

Q5.3 (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。

(b) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で、証言を得たり審問を進めることができ、その決定を口頭で伝えることができる。

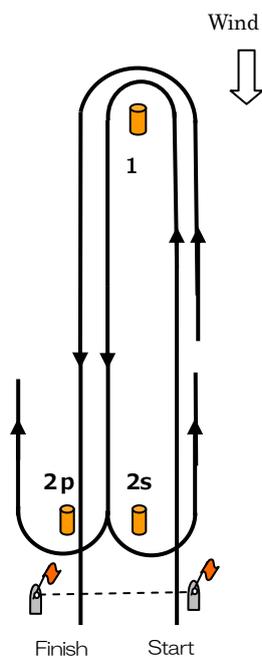
(c) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判断した場合には、整数もしくは分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、別の調整はペナルティーを課さないということもあり得る。

- Q5.4 レース委員会は、規則 43.1(c)または規則 78.3 に基づく報告を受けた場合を除いて、艇を抗議することはできない。
- Q5.5 プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、指示 Q3.2 もしくは Q4.2(a)の違反、指示 Q2.1 に挙げられた規則の違反、または損傷もしくは傷害がある場合を除く規則 14 の違反に関して艇を抗議しない。

### Q6 コース

コースは風上ー風下コースとする。

Start-1-2-1-Finish



## 潮汐表[湘南港]

日	潮	満潮				干潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
11月15日(土)	小	11:13	120	22:39	101	4:01	55	17:45	86
11月16日(日)	小	12:16	122	*	*	5:11	64	19:06	75
11月17日(月)	長	0:44	103	13:08	126	6:26	69	19:57	62
11月18日(火)	若	2:01	112	13:48	132	7:31	71	20:36	49
11月19日(水)	中	2:55	122	14:23	138	8:25	71	21:11	36
11月20日(木)	中	3:39	132	14:55	144	9:09	72	21:44	25
11月21日(金)	大	4:21	141	15:26	149	9:49	74	22:18	15
11月22日(土)	大	5:01	147	15:57	154	10:27	76	22:54	7
11月23日(日)	大	5:42	150	16:29	156	11:04	79	23:31	2
11月24日(月)	中	6:23	151	17:02	156	11:42	83	*	*